



2018年11月19日

各 位

会社名 富士通コンポーネント株式会社

代表者名 代表取締役会長兼社長 石坂 宏一

(コード番号 6719 東証第二部)

問合せ先 取締役 倉本 雅晴

(TEL 03-3450-1601)

当社株式の上場廃止のお知らせ

当社は、2018年11月8日開催の臨時株主総会において、株式併合に関する議案について原案どおりご承認いただきましたことを受け、その後の所定の手続きを経て、当社株式は2018年11月20日をもって株式会社東京証券取引所市場第二部において上場廃止となりますことをご知らせいたします。

なお、詳細につきましては、2018年10月11日付当社プレスリリース「臨時株主総会開催日並びに株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。また、本株式併合により、FCホールディングス合同会社及び富士通株式会社以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定です。この端数が生じた場合の処理等につきましては、下記、「1. 1株に満たない端数の処理」及び「2. 主なスケジュール」をご参照ください。

株主の皆様をはじめ、関係各位の皆様には、長年にわたり当社の経営にご理解と温かいご支援を賜りましたことを心より感謝申し上げます。

今後、資本再編を完遂し、当社事業をより発展させることを通じて、社会への貢献、企業価値の向上に努めて参りますので、変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 1株に満たない端数の処理

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て富士通又は公開買付者に売却すること、又は同項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が有する当社普通株式の数に本公開買付価格と同額である935円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付することができるような価格に設定する予定です。端数株式相当分の処分代金のご案内は、2019年1月下旬にお送りすることを予定しております。

2. 主なスケジュール

①当社普通株式の最終売買日	2018年11月19日
②当社普通株式の上場廃止日	2018年11月20日
③本株式併合の効力発生日	2018年11月26日（予定）
④端数株式相当分の処分代金のご案内発送	2019年1月下旬（予定）

以 上